

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和4年度)

施設の名称	北上川下流・迫川・北上川下流東部流域下水道施設
指定管理者の名称	株式会社アイ・ケー・エス
施設所管部課(室)	企業局水道経営課

1. 当該施設の管理形態の推移【水道経営課・事務所記入】

期間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～平成18年3月	管理委託	財団法人宮城県下水道公社	
平成18年4月～平成21年3月	指定管理	財団法人宮城県下水道公社	
平成21年4月～平成26年3月	指定管理	石巻環境サービス株式会社	
平成26年4月～平成31年3月	指定管理	株式会社アイ・ケー・エス	H26.10.1 社名変更
平成31年4月～令和6年3月	指定管理	株式会社アイ・ケー・エス	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください

2. 指定管理者の概要【水道経営課・事務所記入】

指定管理者の名称	名称 株式会社アイ・ケー・エス 所在地 石巻市鑄銭場5番21号
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5カ年)
募集方法	公募

3. 施設の概要【水道経営課・事務所記入】

施設の名称	北上川下流・迫川・北上川下流東部流域下水道
所在地	石巻市蛇田字新メ切5-2、登米市石越町東郷字六反新田14-2及び石巻市魚町一丁目1-1
設置年月日	平成10年4月1日、平成12年7月1日及び平成12年4月1日
根拠条例等	流域下水道条例
設置目的	北上川下流域については、石巻市及び東松島市の2市において、迫川流域については、栗原市及び登米市の2市において、北上川下流東部流域については、石巻市及び女川町の1市1町において、都市の健全な発達と生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資する。
施設の内容	処理場(石巻浄化センター、石越浄化センター・石巻東部浄化センター)3箇所、ポンプ場(矢本、河南、鳴瀬、志波姫、若柳第1～3、一迫、金成第1～2、栗駒第1～3、桃生第1～3、河北第1～5、女川第1～2、石巻1～2、石巻2-1～2、石巻第4～6) 30箇所 幹線流量計等の設備及び全てのマンホール蓋
指定管理者が行う業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場施設の運転監視 ・水質検査業務 ・産業廃棄物処分の実務及び確認等 ・点検業務(日常・定期・臨時・定期自主) ・処理場、ポンプ場及び幹線流量計設備等の専門的な保守点検 ・消耗品及び故障した部品の交換 ・処理場及びポンプ場等の小規模修繕 ・幹線流量計等の点検・清掃等 ・施設内の設備の保安警備 ・処理場の見学者案内 ・その他

4. 施設運転実績【水道経営課・事務所記入(太枠内は指定管理者が記入)】

(1)施設運転実績

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前年度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
流入汚水量(千m ³)	13,761	14,897	15,141	110.03%	101.63%
発生脱水汚泥量(t)	14,380	15,154	15,643	108.78%	103.23%

5. 管理運営収支実績【水道経営課・事務所記入(太枠内は指定管理者記入)】

(単位:千円,%)

(1)収入

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和4年度) (A)	前年度 (令和3年度) (B)	評価対象年度 (令和4年度) (C)		
県指定管理料	1,286,808	1,342,509	1,467,166	114.02%	109.29%
その他	0	0	0		
収入計(a)	1,286,808	1,342,509	1,467,166	114.02%	109.29%

(2)支出

人件費	315,601	313,663	315,601	100.00%	100.62%
直接経費	335,343	328,517	435,176	129.77%	132.47%
委託費等	477,849	549,283	562,107	117.63%	102.33%
その他経費等	158,015	151,046	154,282	97.64%	102.14%
支出計(b)	1,286,808	1,342,509	1,467,166	114.02%	109.29%

(3)収支

収支(c)=(a)-(b)	0	0	0		
---------------	---	---	---	--	--

6. 評価対象年度(令和4年度)の管理運営評価【指定管理者、水道経営課・事務所記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【水道経営課・事務所記入】		
				評価		評価	
施設の目的に沿って安定した管理運営に努める	<p>〔管理運営体制〕 指定管理者の業務遂行のため組織体制を構築し、有資格者の配置、警報、非常時の対応、社員の育成・教育を行った。</p> <p>〔処理場施設の運転監視〕 水処理、汚泥処理運転について運転目標書に基づき運転監視を行った。 県の耐震工事、長寿命化工事、管渠の修繕調査に対し、運転調整、立会等をおこなった。台風、大雨時の対応としてポンプ場の流入渠の上昇に併せ現場運転の対応、自家発電等の備へを実施した。</p> <p>〔水質試験業務〕 水質等試験基本方針に基づく試験、臨時試験を実施した。 またクロスチェックの定期実施と試験結果に基づく運転目標書を作成し、運転の調整を行った。管理基準値、管理目標値の基準超過はなかった。</p> <p>〔産業廃棄物処分の実務及び確認等〕 年間汚泥発生量に基づく計画的な汚泥、沈砂の運搬処分業務と manifests の確認、照会を実施した。</p> <p>〔点検業務〕 年間保守点検計画、保守点検基準に基づき機能維持のため機械、電気設備の点検を自ら実施した。また設備異常時や地震発生時は臨時点検を行った。</p> <p>〔保守点検（専門的な保守点検）〕 専門的技術を要する機械、電気設備の機能維持のため計画に基づき専門業者への業務委託を行った。</p> <p>〔部品の交換〕 日常点検時等で確認された内容に応じ設備の消耗部品を交換した。〔188件〕</p> <p>〔小規模修繕〕 設備の突発的な故障の内、小規模のものについて修繕を行った。〔51件〕</p> <p>〔幹線流量計の点検・清掃等〕 幹線流量計の点検・清掃と幹線マンホール蓋の段差他、不具合箇所の点検を行った。</p> <p>〔施設内の保安警備〕 機械警備、人的巡視、I T Vカメラによる監視を行った。</p> <p>〔見学者案内〕 コロナ禍ではあったが感染予防対策を行い、屋外施設をメインに受入を行った。 〔来場者数：96名〕</p> <p>〔薬品及び備品の管理〕 毒劇物取扱要領、安全データシートに基づき薬品の在庫管理、安全な取扱い、備品の適正な管理と台帳との照会を実施した。</p> <p>〔異常時及び災害時の対応〕 大雨、地震発生時に配備基準、災害時対応要領に基づき対応を行った。また中央監視装置等の設備異常にも臨機の対応を行った。 大雨・洪水 北上6 迫8 東部6 地震（震度4）北上5 迫2 東部5 地震（震度5以上）北上0 迫0 東部0</p> <p>〔施設内・敷地内の環境整備〕 施設内各棟、植栽について年間計画に基づき清掃、除草を行った。</p> <p>〔安全対策〕 令和4年6月12日 石巻浄化センター汚泥棟において弊社社員が汚泥脱水設備の薬品溶解作業時に薬品供給機の計量マスに右手人差指を巻き込まれ当該指の第一関節上部が欠損する労働災害が発生した。 当日、県及び労働基準監督署に報告し、翌日の労働基準監督署の立ち入りにより労働安全衛生法第20条第1号の違反の是正勧告を受け6月14日監督署に是正報告書を提出した。 また被災者の休業が4日以上となった6月15日に労働者死傷病報告の提出、6月20日に県へ事故報告書を提出した。</p>		<p>今回の労働災害で行政処分はなかったが県より8月1日に警告書の通知があった。 これを真摯に受け止め全社をあげて再発防止、安全対策に継続して取り組む。 被災者も復帰し、事故箇所においても安全対策を実施し月毎の全浄化センター安全パトロールで危険箇所の撲滅に努める。 このことは年度事業計画書の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善に努める。</p>		<p>令和4年8月5日に迫川左岸幹線のマンホールの部品が破損した際、即座に復旧し通行車両等に悪影響を及ぼさないよう措置をした。</p> <p>令和4年6月12日石巻浄化センター汚泥棟において労働災害が発生したが、その後は適切な対応を行い事故防止及び安全対策の取り組みに努めている。</p> <p>労働災害が発生したことは年度事業計画書等の内容を下回る実績である。</p>		
	人員体制	正規 58人	非正規 3人				

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価		県の評価	
		【指定管理者記入】	評価	【水道経営課・事務所記入】	評価
施設の機能を最大限発揮し 管理水準等の向上に努める	<p>〔セルフモニタリングの実施〕 管理運営方針・業務概要、管理運営対策、管理運営計画、安全対策、個人情報の保護、その他等、6項目について同業外部チェック機関にモニタリングを受診した。(3月1日受診)</p> <p>〔大雨時の臨時対応について〕 令和4年7月15日から17日にかけての栗原市西部・東部、登米市の大雨において石巻浄化センターの流入渠水位が最大10.12mまで上昇したが上流の若柳第1ポンプ場の現場調整運転(ポンプ・ゲート)を行い幹線マンホールからの溢水を回避した。 また浄化センターの反応タンクにPAC(沈降剤)を注入し終沈からの汚泥流出を防止した。</p>	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり適正な管理運営をおこなった。	A	<p>令和4年7月15日から17日にかけての栗原市西部・東部、登米市の大雨において臨機に最適な運転管理をすることで一次放流及びマンホールからの溢水の防止並びに公共流域の水質保全に努めた。 これは、指定管理業務を実直に実施し流域毎の流入量及び水処理状況を熟知し、設備の運転管理を適切に実施した成果である。</p> <p>このことは、年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われたと認められる。</p>	S
費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の節減に努める	<p>〔処理系列の休止により電力削減と施設の延命化を目指す〕 本年度においても昨年度同様4系統(1-1, 1-2, 2-1, 2-2)の内、休止池は初沈が1-2, 反応タンク1-2, 終沈1-2の1系統(1/2系列)を休止とし機器延命と電力削減を実施している。来年度以降の県の大規模修繕に備える。</p> <p>〔石巻浄化センターの遊休地有効利用の検討〕 令和3年度に設置された水耕栽培と水産養殖を掛け合わせ浄化センターの処理水を利用したアクアポニックスの施設を設置し、本年度より試験運用を開始し養殖の錦鯉が6g/匹から95g/匹に成長し、水耕栽培においては小松菜、水菜、レタス、空心菜の収穫があり一般的な市販野菜と比較して成長が早く収穫量も多い結果となった。</p>	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり適正な管理運営をおこなった。	A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。	A
指定管理者の基本的責務	<p>〔環境配慮の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001(環境マネジメントシステム)をPDCAで回しながら環境保全に努めた。 ・周辺環境の向上のため、臭気、騒音の測定を定期に実施した。 ・石巻東部浄化センター北側県道500m区間について道路清掃を行った。 ・再生紙の使用、不使用箇所の消灯、古紙段ボールの再資源化に取り組んだ。 <p>〔情報の公開〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例に基づき、「指定管理の保有する情報公開に関する規程」を定め、文書の開示を行う。 ・情報公開に関する窓口を設け、開示請求があった場合、条例、規程に基づき手続きを進める。 ・今年度の開示請求はなかった。 <p>〔個人情報の保護〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護のため体制を整へ取組んだ。 ・県条例、同施行規則に関連する法令を遵守し、個人情報管理規程に基づき適正な個人情報管理を維持した。 ・個人情報保護管理の運用に関し社員へ教育指導した。 <p>〔収支実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正に支出し、毎月、出状況報告書を提出した。 <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務に関連する法規制を順守しISOマネジメントプログラムを活用しながら文書の管理、行政手続等を行った。 	年度事業計画書の内容と同程度の実績であり適正な管理運営を行った。	A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。	A
県民等の苦情・要望等の把握とその反映	<p>〔管内ポンプ場の臭気抑制〕 ポンプ場において臭気抑制に使用している簡易脱臭装置の活性炭、脱臭剤の交換、臭気データの回収、解析、県との上流ポンプ場の脱臭剤の注入量の変更調整を行い当該ポンプ場の周辺環境を維持した。当該ポンプ場の地域住民からの苦情はなかった。</p> <p>〔住民宅への接触事故〕 令和3年3月に弊社ポンプ場の巡視点検時に周辺宅の塀に社用車が接触する事故が発生した。謝罪等も行い修繕を必要としない方向で了解を頂いた。 令和4年4月、県都市計画課を経由し「先月の地震で塀の目地が開き補修した。事故時に補修しないから目地が開いた」と苦言を頂く、住民宅ご主人とお打ち合わせの上、4月21日専門業者により塀の補修を完了した。</p>	<p>ポンプ場の臭気については細目な管理と調整により通年周辺環境を維持した。 住民宅の塀の苦情については都度真摯に且つ丁寧に対応し解決に至った。 このことは年度事業計画書の内容と同程度の実績であり適正な管理運営を行った。</p>	A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【水道経営課・事務所記入】	
			評価		評価
その他の取組	<p>〔地域交流と下水道の普及啓発〕 令和4年6月30日付、東部下水道事務所作成「令和4年度下水道祭りの開催について」に基づき県事務所と当該祭りについて協議し来場者、下水道施設従事者の感染防止対策が困難な状況から中止する事とし県企業局の承認を経て正式に中止となった。</p> <p>〔ホタルの飼育〕 本年度も例年同様4月19日に幼虫の放流を鑑賞ハウスで行い6月11日からホタルの羽化・飛翔が確認された。 幼虫の放流数が昨年の7割弱だった事もあり飛翔数は伸びず7月1日の5匹をピークに7月15日以降、飛翔を確認することなく8月20日でホタルの観察を終了した。 昨年度同様、コロナ禍にあり「鑑賞会」の開催は見送り県事務所、弊社関係者による「ホタル報告会」を目指したが、前述のとおり飛翔数が伸びず開催に至らなかった。</p>	<p>来場者及び下水道従事者の感染防止に重点をおいた中止決定であり、これにより来場者、従事者の安全は守られた。</p> <p>「ホタル鑑賞会」「ホタル報告会」の開催に至らなかったが、手を抜く事無く1年を通してホタルの飼育に努め開催を目指した。 このことは年度事業計画書の内容と同程度の実績であり適正な管理運営を行ったと考える。</p>	A	<p>年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。</p>	A
総合評価		<p>本年度においても提案事項については滞りなく実施できた。</p> <p>コロナウイルス感染症については事業所内の感染予防対策を継続した事で感染者と濃厚接触者がでたものの事業の停滞を招く事はなかった。</p> <p>労働安全については長きに渡り休業4日以上の上の労働災害はなかったが、前述のとおり6月12日に休業4日以上、全治30日の労働災害が発生した。</p> <p>このことについて全社をあげ再発防止に取り組んでいるが事の重大さより年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善に務める。</p>	B	<p>労働災害を発生させたが、大項目全て（全6項目）で実施率が100以上であるため、総合評価としてはA評価とする。</p>	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者、水道経営課・事務所記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【水道経営課・事務所記入】
管理運営の課題等	<ul style="list-style-type: none"> 作業安全マニュアルの見直し、安全パトロールによる危険箇所、危険作業の排除、安全教育による社員の安全意識の向上により災害ゼロの職場を目指す。 限られたコストの中で有効な機器整備、修繕を行い機器の突発故障の根絶を目指す。 県で実施される工事において情報を密に共有し、安全且つ効率よく工事が施工される様、機器停止他の協力を行う。 今後も発生が予想される大型台風、大雨、自然災害について人命を優先し、施設の被害が最小限に抑えられる体制を整へ行動する。 アフターコロナにより解禁となるイベント、見学対応、マンホールカードの配布等の業務を充実させる。 上下水一体官民連携運営事業の運営事業者との連携を引き続き密にし指定管理業務の円滑な遂行を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理の徹底、継続的な教育・訓練等とおして、安全な職場環境を維持するとともに、今後も長期間に渡って下水道施設の機能を維持する事が必要である。 維持管理業務の中心として、日常点検・巡視により異常の早期発見に努め、重大な障害を未然に防止することにより施設の機能を維持し、最大限に能力を発揮させていく事が望まれる。 下水道施設の指定管理者として、継続的な下水道事業の普及・啓発活動を行うとともに、頻発化・甚大化する様々な災害への備えが必要である。